

目 次

津市規則

東日本大震災に対処するための津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の特例に関する規則

津市告示

津市美杉生活支援ハウス使用料の収納事務の一部委託

公示送達

津市斎場の使用料徴収事務の委託

保育所入所負担金収納事務の一部委託

放置自転車等の撤去及び保管

平成23年度から適用する家畜共済危険段階共催掛金標準率等の公示

認可地縁団体の告示事項の変更

津市公告

津都市計画の変更に係る縦覧

開発行為に関する工事の完了

犬の抑留

津市香良洲歴史資料館展示改修実施設計業務委託契約に係る条件付き一般競争入札の実施

津市水道局公告

津市水道局指定給水装置工事事業者の休止

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

津市監査委員告示

住民監査請求監査の結果の公表

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

東日本大震災に対処するための津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の特例に関する規則をここに公布する。

平成23年5月16日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第34号

東日本大震災に対処するための津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東日本大震災の被災者を支援する活動への職員の参加を容易にするため、津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成18年津市規則第22号。以下「勤務時間規則」という。）に規定する特別休暇の特例を定めるものとする。

(特別休暇の特例)

第2条 東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における勤務時間規則第21条第1項第4号及び第24条の規定の適用については、同号中「5日」とあるのは「5日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、アに掲げる活動を行う場合を含むときは、7日）」と、同号ア中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」と、同条中「第21条第1項各号」とあるのは「第21条第1項各号（東日本大震災に対処するための津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の特例に関する規則（平成23年津市規則第 号）の規定により読み替えて適用する場合を含む。））」とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、平成23年12月31日限り、その効力を失う。

津市告示第117号

津市美杉生活支援ハウス使用料の収納事務の一部を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により告示する。

平成23年5月16日

津市長 前 葉 泰 幸

津市社会福祉協議会	津市大門7番15号
-----------	-----------

津市告示第118号

下記の者の督促状は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部特別滞納整理推進室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成23年5月18日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○	○○ ○○	督促状

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第119号

津市斎場の使用料の徴収業務の事務を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年5月18日

津市長 前 葉 泰 幸

徴収業務を行う場所	受 託 者	委託期間
久居庁舎	津市半田2540番地1 株式会社ニーズ	平成23年5月1日から 平成24年3月31日まで
河芸庁舎	津市半田2540番地1 株式会社ニーズ	平成23年5月1日から 平成24年3月31日まで
安濃庁舎	津市久居明神町1190番地 株式会社シティ警備	平成23年5月1日から 平成24年3月31日まで
芸濃庁舎	津市北丸之内191番地 中部商事株式会社	平成23年5月1日から 平成24年3月31日まで
美里庁舎	津市本町22番7号 東海警備保障株式会社	平成23年5月1日から 平成24年3月31日まで
香良洲庁舎	津市大倉3番4号 いずみサポート株式会社津営業所	平成23年5月1日から 平成24年3月31日まで
一志庁舎	津市久居明神町1190番地 株式会社シティ警備	平成23年5月1日から 平成24年3月31日まで
白山庁舎	津市本町22番7号 東海警備保障株式会社	平成23年5月1日から 平成24年3月31日まで

津市告示第120号

津市保育所入所負担金収納事務の一部を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により告示する。

平成23年5月20日

津市長 前 葉 泰 幸

1 受託者の名称及び所在地

別表のとおり

2 委託期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

別表

受託者の名称	所在地
白塚愛児園	津市白塚町5334番地
高田保育園	津市一身田町213番地4
津愛児園	津市桜橋三丁目45番地1
津カトリック保育園	津市西丸之内18番21号
清泉愛育園	津市南丸之内8番61号
さつき保育園	津市新町一丁目8番13号
三重保育院	津市柳山津興3310番地
三重保育院乳児保育所	津市柳山津興3310番地
ぼだいじ保育園	津市南中央10番18号
片田保育園	津市片田志袋町384番地
つ保育園	津市藤方2670番地
泉ヶ丘保育園	津市野田21番地817
大里保育園	津市大里睦合町609番地1
公園西保育園	津市長岡町800番地441
豊野保育園	津市一身田豊野1406番地129
ひかり保育園	津市半田1442番地1
藤水保育園	津市藤方1531番地
志登茂保育園	津市一身田平野361番地1
上浜保育園	津市上浜町五丁目150番地
はなこま保育園	津市高茶屋小森町4159番地
風の子藤水保育園	津市雲出島貫町1735番地5
すぎのこ保育園	津市久居中町336番地4
久居保育園	津市久居西鷹跡町365番地11
ゆたか保育園	津市河芸町中別保1656番地
さくら保育園	津市河芸町影重1140番地1
杜の街ゆたか保育園	津市河芸町杜の街一丁目1番地3
美里さつき保育園	津市美里町五百野1617番地1
みらいの森ゆたか園	津市河芸町三行989番地
第二はなこま保育園	津市高茶屋小森上野町778番地
風の丘藤水保育園	津市戸木町4607番地

津市告示第121号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第12条第2項の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第16条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成23年5月20日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	11	平成23年 5月 2日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	4	平成23年 5月 9日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	14	平成23年 5月 9日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成23年 5月 9日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成23年 5月10日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成23年 5月13日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成23年 5月13日

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市告示第122号

平成23年度から適用する家畜共済危険段階共済掛金標準率等を津市農業共済条例（平成18年津市条例第185号）第63条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成23年5月30日

津市長 前 葉 泰 幸

共済目的の種類	死廃・病傷の別	危険段階区 分	危険指数	危険段階共済 掛金標準率等 (%)
乳用成牛	死 廃	1	2.300	13.028
		2	1.391	7.879
		3	1.000	5.664
		共済掛金標準率		11.741
	病 傷	1	1.685	15.485
		2	1.438	13.215
		3	1.276	11.727
		4	1.000	9.190
		共済掛金標準率		14.450
	肥育用成牛	病 傷	1	2.100
2			1.680	0.748
3			1.000	0.445
共済掛金標準率			0.830	

適用 この危険段階共済掛金標準率等は、平成23年4月1日以後、共済掛金期間の開始するものから適用する。

津市告示第123号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成13年津市告示第41号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成23年5月30日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

神納町自治会

三重県津市神納町7番29号

代表者 佐野 昭彦

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	倉田 謙文 三重県津市神納町7番17号
変更後	佐野 昭彦 三重県津市神納町7番25号

3 変更年月日

平成23年4月1日

4 変更の理由

地縁による団体の代表者が、平成23年2月12日の定期総会において新任されたため。

津市告示第124号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成20年津市告示第74号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成23年5月30日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

北出区自治会

三重県津市白山町山田野752番地5

代表者 宮 田 正 生

2 変更に係る事項

解散の事由

変更前	本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。
変更後	本会は、地方自治法第260条の20第2号、第3号、第4号及び第5号の規定により解散する。

3 変更の理由及び年月日

平成20年12月1日法改正のため

津市告示第125号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年香良洲町告示第86号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成23年5月30日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

地家地区

三重県津市香良洲町14番地1

代表者 市川 富士雄

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	須藤 徳昭 三重県津市香良洲町290番地
変更後	市川 富士雄 三重県津市香良洲町14番地1

3 変更の理由及び年月日

通常総会において、平成23年4月1日から新任

津市告示第126号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年香良洲町告示第86号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成23年5月30日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

馬場地区

三重県津市香良洲町1860番地8

代表者 奥田 栄次

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	藤川 雅幸 三重県津市香良洲町1099番地1
変更後	奥田 栄次 三重県津市香良洲町1860番地8

3 変更の理由及び年月日

通常総会において、平成23年4月1日から新任

津市告示第127号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年香良洲町告示第86号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成23年5月30日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

高砂地区

三重県津市香良洲町3674番地

代表者 今井 快示

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	松島 忠男 三重県津市香良洲町3724番地
変更後	今井 快示 三重県津市香良洲町3674番地

3 変更の理由及び年月日

通常総会において、平成23年4月1日から新任

津市告示第128号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年香良洲町告示第86号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成23年5月30日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

砂原地区

三重県津市香良洲町958番地2

代表者 高山 一則

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	松島 伸二郎 三重県津市香良洲町1341番地
変更後	高山 一則 三重県津市香良洲町958番地2

3 変更の理由及び年月日

通常総会において、平成23年4月1日から新任

津市告示第129号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年香良洲町告示第86号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成23年5月30日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

小松地区

三重県津市香良洲町5934番地3

代表者 米川 正幸

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	太田 増洋 三重県津市香良洲町1583番地2
変更後	米川 正幸 三重県津市香良洲町5934番地3

3 変更の理由及び年月日

通常総会において、平成23年4月1日から新任

津市告示第130号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年香良洲町告示第86号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成23年5月30日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

川原地区

三重県津市香良洲町461番地

代表者 北山 洋

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	後藤 榮 三重県津市香良洲町452番地
変更後	北山 洋 三重県津市香良洲町461番地

3 変更の理由及び年月日

通常総会において、平成23年4月1日から新任

津市告示第131号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年香良洲町告示第86号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成23年5月30日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

桜町地区

三重県津市香良洲町134番地28

代表者 小野 禮吉

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	久保井 忠 三重県津市香良洲町140番地1
変更後	小野 禮吉 三重県津市香良洲町134番地28

3 変更の理由及び年月日

通常総会において、平成23年4月1日から新任

津市告示第132号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年香良洲町告示第86号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成23年5月30日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

稲葉地区

三重県津市香良洲町5038番地2

代表者 山川 芳春

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	小野 恒光 三重県津市香良洲町5119番地
変更後	山川 芳春 三重県津市香良洲町5038番地2

3 変更の理由及び年月日

通常総会において、平成23年4月1日から新任

津市告示第133号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年香良洲町告示第86号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成23年5月30日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

浜浦地区

三重県津市香良洲町5921番地2

代表者 太田 正之

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	小西 勇 三重県津市香良洲町1802番地3
変更後	太田 正之 三重県津市香良洲町5921番地2

3 変更の理由及び年月日

通常総会において、平成23年4月1日から新任

津市告示第134号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成16年美杉村告示第72号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成23年5月30日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

新堂地区

三重県津市美杉町八知5552番地

代表者 山 本 実

2 変更に係る事項

(1)代表者の氏名及び住所

変更前	森 久司 三重県津市美杉町八知6153番地
変更後	山本 実 三重県津市美杉町八知6098番地

3 変更の理由及び年月日

通常総会において、平成23年4月17日から新任

津市公告第71号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、縦覧期間満了の日までに津市に意見書を提出することができる。

平成23年5月16日

津市長 前 葉 泰 幸

1 都市計画の種類及び名称

津都市計画地区計画

長岡・河辺町東地区地区計画

2 都市計画を定める土地の地区

都市計画の図書において表示する。

3 縦覧場所

津市都市計画部都市計画課

4 縦覧期間

自 平成23年5月16日

至 平成23年5月30日

津市公告第72号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成23年5月20日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成23年5月17日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市雲出伊倉津町字里之西1125番1ほか1筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
鈴鹿市中旭が丘一丁目8番17号
田邊 令記
鈴鹿市江島町288番地の1
有限会社三重土地流通 代表取締役 坂倉 博之

津市公告第73号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成23年5月20日

津市長 前葉 泰幸

- 1 抑留日 平成23年5月18日
- 2 抑留期間 平成23年5月25日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 芸濃町椋本	パピヨン	白茶	メス	小	91日 以上	白色リード付き

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 059-229-3282
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 059-223-5192

津市公告第74号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」という。）第4条の規定により公告します。

平成23年5月27日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 津市香良洲歴史資料館展示改修実施設計業務委託
- (2) 業務場所 津市香良洲歴史資料館
所在地 津市香良洲町6320番地
構造 鉄筋コンクリート造3階建
延床面積 617.62㎡
- (3) 業務内容 詳細は仕様書参照
- (4) 契約期間 契約締結日から平成23年9月30日まで

2 入札参加者に必要な資格

本件の条件付一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとします。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 津市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に登載され、かつ津市競争入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）において、「建築関係建設コンサルタント（建築一般）」に希望業種として登載されていること。
- (3) 本公告から入札までの期間において、本市から指名停止等を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続き開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者でないこと。
- (5) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。

(6) 官公庁で発注された人文系分野の博物館又は資料館に係る常設展示の実
施設業務で、元請けとして業務実績（平成18年4月1日以降に業務が
完了しているもの）を有すること。なお、設計対象面積は600㎡以上の
ものであること。

3 入札参加者心得、契約条項、仕様書その他入札に必要な事項を示す期間及 び場所

- (1) 期 間 平成23年5月27日から平成23年6月10日まで
- (2) 場 所 津市教育委員会事務局生涯学習課（市役所本庁舎6階）
- (3) 時 間 市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

4 質疑等の受付

- (1) 提出期限 平成23年6月3日 正午まで
- (2) 方 法 質疑等は、公告において示す参加資格要件を有する者に限っ
て、指定の質問書により持参若しくはFAXで受け付けます。
電話、口頭、電子メール等によるものや提出期限を過ぎて提出
されたものは受け付けません。

なお、FAXの場合は、質問書の提出期限必着とし、必ず電
話により着信の確認を行ってください。

5 質疑等に対する回答

質疑等に対する回答は、平成23年6月7日から平成23年6月10日ま
での期間に、回答書を津市教育委員会事務局生涯学習課で配付します。

回答に当たっては、質疑等を行った者の名称等は公表しません。また、意
見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。

なお、回答に対する再度の質問は認めませんので、質問書には質問内容を
明確に記載し提出してください。

6 入札参加資格の確認等

- (1) 本件の条件付一般競争入札に参加しようとする者は、入札参加申込書等
を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

ア 提出期間 平成23年6月10日 正午まで

イ 提出場所 津市教育委員会事務局生涯学習課（市役所本庁舎6階）

ウ 提出方法 持参又は郵送

ただし、郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれか
の方法によるものとし、提出期限必着とします。

- (2) 提出書類

津市条件付一般競争入札参加申込書及び必要な添付書類

(3) 入札参加資格の審査結果については、参加申し込みのあった者全員に文書により通知します。

7 入札及び開札の日時

平成23年6月22日 午後1時から

8 入札及び開札の場所

津市役所本庁舎 62会議室（6階）

9 入札保証金

免除

10 入札の無効

規則第19条各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

11 契約保証金

契約金額の100分の10以上。

ただし、規則第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除とします。

12 その他の注意事項

(1) 指定の入札書により、仕様書に基づき入札金額等を記載の上、封書し、入札を行ってください。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税対象事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

なお、落札は、予定価格の範囲内で、最低価格入札者を落札とします。

(3) 再度入札を行う場合がありますので、入札書の予備を用意してください。

(4) 同額の者が2者以上の場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

(5) この入札に係る費用は、すべて参加者の負担とします。

(6) 天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

(7) その他、入札者は、別添「条件付一般競争入札参加者心得」に留意の上、入札を行ってください。

【問い合わせ先】

津市教育委員会事務局生涯学習課文化財担当

電 話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 5 1

F A X 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 5 7

津市水道局告示第13号

津市水道局指定給水装置工事事業者が給水工事の事業を休止したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年水道事業管理規程第14号）第10条第2号の規定により告示する。

平成23年5月31日

津市水道事業管理者 渡辺三郎

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
光進興業有限会社	津市大里睦合町60番地3	平成23年5月19日

津市教育委員会告示第6号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成23年5月23日

津市教育委員会

委員長 中野吉長

- 1 招集の日時 平成23年5月24日（火）午後3時から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件
 - (1) 津市通学区域審議会委員の一部委嘱替えについて
 - (2) 津市図書館協議会委員の一部委嘱替えについて
 - (3) 平成23年度津市学校教育推進計画（案）について

津市監査委員告示第6号

平成23年4月7日付けで提出された「住民監査請求書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づく監査の結果を、同年5月27日付けで下記のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成23年5月31日

津市監査委員	渡	邊	昇
津市監査委員	駒	田	修一
津市監査委員	山	崎	正行
津市監査委員	田	矢	修介

記

第1 請求の受理

1 受理年月日

住民監査請求書は、平成23年4月7日に受理した。

2 請求人

住所 津市

氏名 田 中 守

3 請求の概要

住民監査請求書、事実を証する書面及び平成23年4月13日に聴取した請求人の陳述の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりであると理解した。

(1) 主張の要旨

市の職員の説明によれば、旧津市の区域で都市計画税を課税していない区域であって、公共下水道事業計画の認可を受けていない箇所の住宅等の下水道を整備した例があり、津市公共下水道条例（平成18年津市条例第201号。以下「下水道条例」という。）に定める加入金、津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年津市条例第202号。

以下「負担金条例」という。)に定める負担金又は津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例(平成21年津市条例第46号。以下「区域外流入分担金条例」という。)に定める分担金(次号において「分担金等」という。)のいずれも徴収していないということであった。

このような下水道整備を行うことは、下水道法(昭和33年法律第79号)第24条(行為の制限等)に反することであり、さらに、応益税の観点から都市計画税相当分を加算した負担金を徴収するのが相当であるところ、何ら徴収していないということは、法第224条(分担金)に反しており、公正公平ではない。

以上のことは、違法に公金の賦課・徴収を怠る事実であり、それによって市に損害を生じさせている。

(2) 求める措置の内容

監査委員は、前記の下水道整備について、すべて調査し、賦課・徴収漏れの分担金等及び延滞金(の相当額)を当時の市長であった者(市長の当該職務権限が部長等に委任等されている場合は、当該職員であった者)に請求するよう、市長に勧告せよ。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項について、本件監査請求は、適法な監査請求であるのか否か、適法な監査請求であると認めたときは、前記の下水道整備について、違法に公金の賦課・徴収を怠る事実があるのか否か、とした。

2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続について、監査対象部局を下水道部下水道政策課、下水道建設課とし、書面による事実関係等の説明及び関係書類の提出を求めた。

第3 監査の結果

1 確認した事実の概要

本件監査請求について、確認した事実の概要は、次のとおりである。

(1) 主張要旨に係る下水道整備について

津区域（旧津市においては市域）の都市計画税が課せられていない区域（津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第157条第1項（旧津市においては津市都市計画税条例（昭和31年津市条例第11号）第2条第1項）に定める市街化区域ではない区域）内に所在する住宅等の汚水を公共下水道に流入させるため、排水施設（公共ます等）の整備（市以外の者が下水道法第16条の規定に基づく市の承認を受けて整備したものを含む。以下「本件下水道整備」という。）をしたものであって、本件下水道整備の際に、その対象となった土地（以下「本件受益地」という。）が下水道法第4条第1項の規定に基づく認可を受けた市公共下水道事業計画に定める予定処理区域（以下「認可区域」という。）内に所在していなかったものについて、監査対象部局の説明等の内容をまとめると、下表のとおりである。

本件受益地の所有者等に対する負担金等の賦課に関する事実関係については、同表中「負担金等の賦課の有無」欄に示すとおりであり、同欄の「負担金等」とは、次のアからエまでに掲げる負担金等をいい、請求人の主張にある加入金については、下水道条例第36条（別表第2）に掲げる河芸町、芸濃町、安濃町、美里町、一志町及び白山町の区域に係る負担区について適用されるものであって、津区域に係る負担区については適用されないことから、これを含めていない。

ア （旧津市）津都市計画下水道事業受益者負担に関する省令施行規則（昭和44年津市規則第10号）第6条第1項に定める負担金

イ （旧津市）津都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年津市条例第55号）第6条第1項に定める負担金

ウ 負担金条例第6条第1項に定める負担金

エ 区域外流入分担金条例第6条第1項に定める分担金又は附則2項に定める分担金相応額

【本件下水道整備の概要】（注1）

整備年度 (平成)	整備件数	処理分区 (雲出川左岸処理区)	整備内容	負担金等の賦課の有無	認可区域に係る現在の本件受益地の所在
6	2	津第1	公共ますの設置	無	認可区域内

12	7	津第 4	公共ますの設置	無	認可区域内
13	1	津第 5-6	16 条整備(注 2)	無	認可区域内
15	3	津第 4	公共ますの設置	無	認可区域内
16	1	津第 2	公共ますの設置	無	認可区域内
18	2	津第 5-5	公共ますの設置	無	認可区域内
	4	津第 4	公共ますの設置	無	認可区域内
19	2	津第 3-3	公共ますの設置	無	認可区域内
20	7	津第 3-3	公共ますの設置	無	認可区域内
21	1	津第 4	16 条整備	無	認可区域内
計	30				

(注 1)都市計画税が課されていない区域における下水道整備であっても、当該下水道整備の際に当該受益地が認可区域内に所在していたもの及び当初計画から認可区域である中勢沿岸流域下水道事業（志登茂川処理区）の津北部処理分区の整備区域に係るものについては、請求人の主張要旨に照らし、これを対象としていない。

(注 2)市以外の者が下水道法第 16 条の規定に基づく市の承認を受けて公共下水道の施設に関する工事を施工したものをいう。

同表を見ると、本件受益地は、現在は認可区域内に所在しており、これは中勢沿岸流域下水道事業（雲出川左岸処理区）関連津市公共下水道事業計画変更（第 10 回変更）認可（平成 22 年 3 月 23 日付け三重県知事認可。以下「変更認可」という。）によって、認可区域内に所在することになったものである。

(2) 負担金条例及び区域外流入分担金条例上の主要事項について

負担金条例第 2 条第 1 項は、「受益者」について、排水区域内に存する土地の所有者又は地上権者、質権者、使用借主若しくは賃借人であると定義し、負担金条例第 3 条第 1 項は、排水区域を土地の状況に応じて 2 以上の負担区に区分するとし、同条第 2 項は、市長は、負担区を定めたときは、その区域等を公告しなければならないと定めており、現に排水区域を 41 の負担区に区分して定め、このうち津区域に係る負担区は、26 の負担区に区分して定めている。本件受益地は、変更認可によって認可区域（排水区域）内に所在することになったが、本件受益地に係る認可区域については、負担区を定める措置（その処理分区に係る既定の負担区の区域を拡張変更する措置を含む。）を講じた事実はなく、その負

担区は定められていない。

そして、負担金条例第5条第1項は、市長は、年度の当初に、当該年度内に負担金を賦課しようとする区域（賦課対象区域）を定め、これを公告しなければならないと定めているが、負担区が定められていない本件受益地に係る認可区域については、賦課対象区域は定められていない。

次に、区域外流入分担金条例第2条は、「区域外流入」について、認可区域以外の区域から公共下水道の排水施設に汚水を流入させることと定義し、区域外流入分担金条例第3条は、「受益者」について、区域外流入の対象となる土地の所有者又は地上権者、質権者、使用借主若しくは賃借人であると定義しているが、本件受益地は、区域外流入分担金条例の施行（施行期日：平成22年4月1日）の際には、認可区域内に所在していたことになる。

2 結論

監査の結果、本件監査請求について、次のとおり判断した。

(1) 本件監査請求の適法性に係る判断

本件監査請求は、適法な監査請求であると判断した。

(2) 適法な監査請求に係る判断

適法な監査請求に係る請求人の主張は、認めることはできないものと判断した。

3 結論に至った理由

(1) 本件監査請求の適法性について

本件監査請求が適法であると判断した理由について、参考として次のとおり付記する。

住民監査請求制度は、普通地方公共団体の住民に対し、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計行為又は怠る事実に限って、その監査と非違の防止、是正措置の勧告について監査委員に請求する権能を認めたものであって、例えば一定の期間における当該行為等を包括して、これを個別具体的に特定することなく、監査委員に監査等を求める権能を認めたものではないと解され、したがって、住民監査請求においては、その対象とする当該行為等について、他の事項から区別して認識できるように個別具体的に特定すること

を要し、当該行為等が複数である場合は、当該行為等の性質、目的等に照らし、これらを一体と見てその違法性又は不当性を判断することが相当である場合を除き、当該行為等を他の行為等と区別して認識できるように個別具体的に特定することを要するというべきであり、監査請求書、事実を証する書面その他の資料等を総合的に見ても、監査請求の対象が個別具体的に特定されていないと認めるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして、不適法であると解されるものである（同趣旨：平成2年6月5日最高裁判所第三小法廷判決）。

これを本件監査請求について見ると、その主張要旨は、本件下水道整備について、違法に公金の賦課・徴収を怠る事実を対象としたものであり、求める措置の内容としては、当該怠る事実によって市が被った損害の補填を求めるための所要の措置を講ずべきことを市長に勧告せよ、というものであるから、当該怠る事実の存否については、当該怠る事実に関する事項を個別具体的に特定した上、判断しなければならない。

ところで、請求人は、本件監査請求に先立ち、津区域の都市計画税が課税されていない区域内における下水道整備の例、負担金等に関する一切の書類を対象に公文書の開示請求をし、当該公文書の全部を開示することの決定を受けたところ、「当該書類の提示が無かった」（住民監査請求書）として、本件監査請求においては、その対象とする違法に公金の賦課・徴収を怠る事実に関する事項を個別具体的に特定することなく、監査委員に調査することを求めたものであって、上記住民監査請求制度の趣旨に照らし、このような方法による監査請求は、その対象とする当該怠る事実の存否を判断するために必要な事項の個別具体的な特定を欠いているといえなくもないものである。

しかしながら、その主張要旨を端緒に監査対象部局の説明を求めた際の回答その他の資料を含め総合的に見たところ、確認した事実の概要で示したとおり、請求人が主張する違法に公金の賦課・徴収を怠る事実に関し、その存否を判断するために必要な事項を特定したことから、本件監査請求は請求の特定を欠くものではないと解するのが相当であり、よって、適法な監査請求であると判断した。

（2）適法な監査請求について

請求人は、本件受益地の所有者等に対し、都市計画税相当分を加算した負担金又は分担金及び延滞金を徴収していないことは、違法に公金の

賦課・徴収を怠る事実であり、市に損害が生じていると主張している。

そこで、この主張について、次のとおり判断した。

ア 負担金に係る主張（都市計画税相当分の加算に係る主張を除く。）について

違法に公金の賦課・徴収を怠る事実とは、普通地方公共団体の執行機関又は職員が、法令の定めるところにより公金の賦課・徴収をなすべき場合において、適正に職務権限を行使せず、これをなさなかった事実をいうものと解される。

これを本件監査請求について見ると、負担金条例第6条第1項に定める負担金は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条第2項（法第224条に基づき賦課・徴収される分担金にあつては、法第228条第1項）の規定により、条例の定めるところにより賦課・徴収しなければならないものであつて、新たに認可区域が定められた場合に負担金を賦課するためには、下水道法上の所要の措置のほか、負担金条例上、当該認可区域について、負担区を定め（その処理分区に係る既定の負担区の区域を拡張変更することを含む。）、その名称・区域・地籍を公告し、さらに、年度の当初に、当該年度に負担金を賦課しようとする賦課対象区域を定め（新たに負担区を定めた場合は、負担金条例第4条（別表）の所要の改正を要する。）、これを公告するといった要件（以下「賦課要件」という。）を具備しなければならないところ、本件受益地に係る認可区域については、確認した事実の概要で示したとおり、賦課要件に係る措置は講じられていない。

この点について、賦課要件に係る措置は、本件下水道整備のみならず、市の下水道整備の状況を勘案するなど、下水道政策上の見地からなされるものであつて、変更認可後、現に賦課要件に係る措置を講じていないことが、直ちに公金の賦課・徴収を怠る事実にあたると解することは相当ではない。

そして、監査対象部局の説明によれば、変更認可を一つの契機として、今後、本件受益地の所有者等に対し、本件下水道整備に係る負担金（都市計画法第75条第1項に定める負担金をいう。以下「本件負担金」という。）を賦課する方針の下、賦課要件に係る措置を講じるための所要の事務を進めていくということであり、この点については、本件下水道整備の一部は相当の期間を経過して変更認可（申請）がな

されていることなど下水道法上の疑問がないわけではない。

しかしながら、都市計画法第75条は、賦課時期については何ら規定しておらず、本件受益地の所有者等は、変更認可によって、負担金条例第2条第1項で定義する「受益者」になったものと解され、今後、賦課要件が具備することによって、はじめて本件受益地の所有者等（当該賦課対象区域の決定又は変更の公告の日現在における本件受益地の所有者等をいう。）を受益者として、本件負担金の賦課権が行使し得ることになると解する一方、賦課要件が具備するまでは、本件負担金を賦課する法令上の根拠はなく、その賦課権は行使し得ないものであり、賦課権を行使し得ない以上、徴収権も行使し得ないものといわなければならない。

したがって、現に本件負担金を賦課・徴収していないことが法令に違反しているとはいえないのであって、違法に公金の賦課・徴収を怠る事実当たると解することはできないと判断した。

イ 都市計画税相当分の加算に係る主張について

請求人は、本件負担金に都市計画税相当分を加算して徴収するのが相当であると主張しているが、市都市計画税は、道路、公園、下水道等に係る都市計画事業の経費に充てるため、市街化区域の区域内に所在する土地・建物の所有者に対し、これら不動産の所有の事実から課すものであって、その受益の程度に応じて課すものではなく、他方、本件負担金については、公共下水道事業によって特別に利益を受ける者に対して課すものであって、都市計画税とはその性質を異にするものである。確かに他市では、都市計画税を課税していない市街化調整区域に係る公共下水道整備について、都市計画税相当分を加算する措置を講じている例が見られるが、そのような措置は条例制定上の立法政策の見地からなされるものであって、負担金条例に特段の定めがない以上、都市計画税相当分を加算して本件負担金を賦課することはできないのであり、請求人の主張は、当を得ないものである。

ウ 延滞金に係る主張について

請求人が「延滞金」の請求に関する措置を求めることについては、法第231条の3第2項に定める延滞金の徴収を主張するものなのか、又は民法（明治29年法律第89号）所定の利息の請求を主張するものなのか、本件監査請求の全趣旨を見ても明らかではないが、前

者については、現に本件負担金の賦課・徴収はなし得ないことから、負担金条例第12条第1項に定める延滞金の徴収原因は発生し得ないのであり、後者については、市が本件負担金の賦課権・徴収権を違法に放棄するなどして、その権利を消滅せしめたという事実はなく、本件下水道整備につき、市に利息の発生原因となる財産上の請求権が発生しているとは認められないのであって、いずれにしても請求人の主張は、当を得ないものである。

エ 区域外流入分担金条例に定める分担金に係る主張等について

請求人の主張には、区域外流入分担金条例に定める分担金の賦課・徴収漏れに係る主張が含まれるが、本件受益地は、変更認可によって、区域外流入分担金条例の施行の際には認可区域内に所在していたのであって、仮に区域外流入分担金条例の施行の日以降において、はじめて排水設備を公共ますに接続し、公共下水道に汚水を流入させたとしても、「区域外流入」には当たらず、区域外流入分担金条例の適用の余地はないのであり、よって、本件受益地の所有者等に対する当該分担金の賦課・徴収を怠る事実は認められないのである。

また、下水道法第24条に反するという請求人の主張については、その論旨は明らかではないが、同条の規定は、公共下水道の排水施設の機能を維持するため、その保全に影響を及ぼすおそれのある行為について、一定の範囲で制限を課すものであり、「いわゆる『区域外流入』に関する根拠規定となっている」(逐条解説下水道法(改訂版)(編著：下水道法令研究会))ものであって、本件監査請求が対象とする違法に公金の賦課・徴収を怠る事実の存否の判断に影響を及ぼすものではなく、よって、本件下水道整備について、同条に違反する事実があるのか否かは、判断するものではない。

さらに、法第224条に反するという請求人の主張については、本件負担金は、都市計画法第75条第1項に定める負担金として賦課・徴収されるものであって、また、区域外流入分担金条例の適用の余地がないことは上記判断したとおりであり、請求人の主張は、当を得ないものである。

オ まとめ

以上に判断したとおり、違法に公金の賦課・徴収を怠る事実によって、市に損害が生じているという請求人の主張は、これを認めること

はできないと判断した。

第4 意見

監査の結果、本件監査請求が対象とした違法に公金の賦課・徴収を怠る事実について、その主張を認めることはできないものであったが、本件受益地の所有者等については、公共下水道事業の受益者であるにもかかわらず、現に本件負担金の賦課・徴収がなし得ないということは、受益者負担金制度の趣旨が、公共下水道事業の受益者に対し、その事業費の一部について負担を求めることによって、負担の公平を確保し、公共下水道事業の促進を図ろうとするものであることをかんがみると、早急に是正されるべきであって、その意味で請求人が公平ではないと主張することは、一定の理解をするものである。

監査対象部局の説明によれば、今後、本件負担金を賦課・徴収する方針の下、所要の措置を講じるための事務を進めるということであるが、受益者負担金制度の趣旨を十分に踏まえ、下水道行政に対する信頼を損なうことのないよう、早急に所要の措置を講ずべきことを意見して、本監査の結びとする。

以上